

令和7年度

十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札 実施要領（土地）

開札日時：令和8年2月27日（金）午前10時

開札場所：帯広市西24条北4丁目1番地5
十勝圏複合事務組合 くりりんセンター会議室

十勝圏複合事務組合 総務課
電話（直通）：0155-37-3491
F A X：0155-37-3494
Mail：soumuka@tokachiken.hokkaido.jp

この実施要領の内容をご理解の上、お申込みください。

- 目次 -

十勝圏複合事務組合所有財産売扱

条件付き一般競争入札について（概要）	1 - 2
1. 入札物件一覧	3
2. 参加申込み	3 - 4
入札参加資格	3
提出書類	3 - 4
申込期間	4
提出場所	4
提出方法	4
その他	4
3. 入札参加資格審査通知書等の送付	4 - 5
送付書類	4
書類送付期限	4
入札参加資格があると認められなかつた方への理由の説明	5
4. 入札保証金の納入	5
入札保証金額	5
納入方法及び期限	5
入札保証金の充当（落札者）	5
入札保証金の帰属（落札者）	5
入札保証金の返還（落札者以外）	5
5. 物件説明会及び現地確認	5
6. 入札に対する質問	6
提出方法	6
提出場所及び期限	6
質問への回答	6
7. 入札書等の提出	6 - 7
提出書類	6

到達期限	6
提出場所	6
提出方法	6
入札書提出に当たっての注意事項	7
無効となる入札	7
8. 入札の辞退	7
9. 開札及び落札者の決定	7 - 8
開札	7
開札の立会い	7
落札者の決定	8
同価格の落札	8
再度の入札	8
開札結果の通知	8
10. 落札決定通知書等の送付	8
送付書類	8
送付日	8
11. 契約保証金の納入	8
契約保証金額	8
契約保証金の納入方法及び期限	9
契約保証金の充当	9
契約保証金の帰属	9
12. 契約の締結	9
契約締結の期限	9
契約締結をする場所	9
契約締結に要する費用	9
13. 売買代金の納入	9
14. 所有権移転登記及び物件の引渡し	9
物件の引渡し	9
所有権移転登記	9
15. その他の注意事項	10

16. 関係書類の記入例	11 - 16
入札参加申込書	11
誓約書	12
入札書	13
入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	14
郵便入札における封筒の書き方	15 - 16
17. 十勝圏複合事務組合所有財産売買契約書（様式）	17 - 20
18. 質疑書	21
19. 入札参加辞退届	22
20. 郵便入札開札立会申込書	23

十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札について（概要）

- 1 本入札は郵便入札で行います。必要書類は郵送又は持参により提出してください。
- 2 法人でも個人でも入札に参加できます。

<p>【i 参加申込み及び関係書類の提出 3-4ページ参照】 入札の告示文やこの実施要領をよく読み、申込期間内に郵送又は持参により必要書類を提出してください。</p>	<p>【申込期間】 <u>令和8年1月9日（金）から</u> <u>令和8年1月30日（金）</u> <u>午後5時30分まで</u></p>
---	---



<p>【ii 入札参加資格審査通知書等の送付 4-5ページ参照】 入札参加資格の審査後、入札参加者へ入札参加資格審査通知書と、入札書等所定の様式を送付します。</p>	<p>【書類送付期限】 令和8年2月6日（金）まで</p>
---	-----------------------------------



<p>【iii 入札保証金の納入 5ページ参照】 上記「ii」同封の「納入通知書兼領収書」により、納入期限までに十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の指定金融機関で入札保証金を納付してください。</p>	<p>【納入期限】 令和8年2月26日（木）まで</p>
--	----------------------------------



<p>【iv 必要書類（入札書等）の提出 6-7ページ参照】 入札参加者は、入札書を封入し、領収書（金融機関の領収日付印が押印されたもの）の写し等の必要書類を添えて、到達期限までに郵送又は持参により、提出してください。</p>	<p>【入札書等の到達期限】 <u>令和8年2月26日（木）</u> <u>午後5時30分まで</u></p>
---	---



<p>【v 開札 7-8ページ参照】 有効な入札のうち、最低売却価格以上かつ最高の価格で入札された方を落札者として決定します。 ※ 開札結果は組合ホームページに掲載します。</p>	<p>【開札日時・場所】 <u>令和8年2月27日（金）</u> <u>午前10時</u> くりりんセンター 会議室</p>
--	--



<p>【vi 落札決定通知書等の送付 8ページ参照】 落札決定者に対し、組合から落札決定通知書等を送付します。</p>	<p>【送付日】 令和8年3月6日（金）</p>
---	------------------------------



<p>【vii 契約保証金の納入 8-9ページ参照】 落札者は、組合から送付する「納入通知書兼領収書」により、納入期限までに契約保証金を納入してください。</p>	<p>【納入期限】 契約締結期限まで</p>
---	----------------------------



【viii 契約の締結 9ページ参照】 期限までに売買契約を締結します。	[契約締結の期限] <u>令和8年3月12日（木）まで</u>
---	------------------------------------



【ix 売買代金の納入 9ページ参照】 契約締結時にお渡しする「納入通知書兼領収書」により、納入期限までに売買代金を納入してください。	[納入期限] 売買代金： <u>契約日を含めて20日以内</u>
--	-------------------------------------



【x 所有権移転の登記及び物件の引渡し 9ページ参照】 売買代金の完納後、組合が所有権移転の登記を行います（費用は落札者の負担）。所有権移転登記完了後、登記完了証及び登記識別情報通知書をお渡しし、両者の定める日に受渡書を取り交わしの上、物件を引き渡します。

1. 入札物件一覧

物件番号	区分	所在 地 番	地目・構造	面積	最低売却価格	
1	土地	音更町字万年西1線	19番2	山林	28,681 m ²	743,000円
			21番8	山林	2,112 m ²	
			21番35	山林	552 m ²	
			21番38	山林	521 m ²	
			21番40	山林	56 m ²	
		音更町字万年西2線	20番1	山林	5,242 m ²	
2	土地	音更町字万年西2線	20番11	山林	37,636 m ²	1,440,000円
			22番4	山林	3,612 m ²	

2. 参加申込み

(1) 入札参加資格

以下の参加資格全てを満たす方が入札に参加できます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 売買代金及び契約諸費用を十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の指定する期日までに納入できること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④ 組合が準用する帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- ⑤ 下記のいずれかの団体の地域に住民票がある個人、又は同地域内に本店、支店若しくは営業所（以下「支店等」という。）を有する法人であること。
 - ・音更町万年地域町内会長会
 - ・音更町東士狩地区連絡協議会
 - ・音更町上然別連合会
 - ・音更町然別地域連絡協議会

(2) 提出書類

申込期間中に、以下に示す書類を提出してください。①～②の様式は、組合総務課で配布するほか、組合ホームページからも取得できます。

〈法人でお申込みの場合〉	〈個人でお申込みの場合〉
① 入札参加申込書	① 入札参加申込書
② 誓約書	② 誓約書
③ 法人登記事項証明書（※1、※2） (本社又は本店の所在地が分かるもの)	③ 身分証明書（※2、※3） (本籍地の市区町村長が発行したもの)

※1 音更町（以下「町」という。）内に支店等を有する法人が、町外の本店、本社から参加を申し込む際、法人登記事項証明書で支店等の所在が確認できないときは、町内に支店等の所在があることを示す法人のホームページの写し等、関係性が分かる資料を別途提出してください。

※2 発行後3か月以内のもので、写し可。

※3 本籍地の市区町村に請求し、取得してください（運転免許証やマイナンバーカード等の本人確認書類とは異なります。）。

（3）申込期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月30日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで。

※ 郵送での申込みの場合も、上記期限必着とします。

（4）提出場所

〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5

十勝圏複合事務組合 総務課

電話 0155-37-3491（直通）

FAX 0155-37-3494

（5）提出方法

郵送又は持参によりお申込みください。

（6）その他

参加申込みを申込期間中に行わなかった方及び入札参加資格があると認められなかった方は、入札に参加することができません。

入札参加申込書に記載された内容は、売買契約書及び所有権移転登記においてもそのまま適用しますので、ご留意ください（記載内容の変更はできません）。

3. 入札参加資格審査通知書等の送付

入札参加の申込受付後、入札参加資格を審査の上、その審査結果として審査通知書を送付します。

（1）送付書類

- ① 条件付き一般競争入札参加資格審査通知書
 - ② 納入通知書兼領収書（入札保証金の納入に必要な納付書となります）
 - ③ 入札書
 - ④ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書（入札保証金の返還に必要となります）
 - ⑤ 郵便入札開札立会申込書（開札の立会を希望される方のみ）
- ※ ③、④、⑤の様式は、組合ホームページからも取得できます。

（2）書類送付期限

令和8年2月6日（金）までに発送します。

(3) 入札参加資格があると認められなかった方への理由の説明

入札参加資格がないと通知を受けた方は、その理由について説明を求めることができます。この場合、令和8年2月19日（木）までに組合長（提出場所：「2. 参加申込み」の(4)のとおり）に対し、その旨を記載した書面（任意様式）を郵送又は持参により提出してください（FAXによる提出は受け付けません）。説明を求められた方に対し、令和8年2月25日（水）までに書面により回答します。

4. 入札保証金の納入

入札に参加される方は、入札保証金の納入が必要です。

(1) 入札保証金額

入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札保証金として、入札参加申込書に記載してください。

（入札予定金額が750,000円である場合の例）

（入札予定金額）	（入札保証金）			
750,000円	\times	5/100	=	37,500円以上

※ 100分の5ちょうどの額でなくて結構です。

(2) 納入方法及び期限

組合から送付される「納入通知書兼領収書」により、令和8年2月26日（木）までに指定する金融機関で納入してください。

また、入札保証金を納入したことが確認できるよう、金融機関の領収日付印が押印された納入通知書兼領収書の写しを「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」の裏面に貼付してください。

(3) 入札保証金の充当（落札者）

落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当します。

(4) 入札保証金の帰属（落札者）

落札者が契約締結期限の令和8年3月12日（木）までに落札物件の売買契約を締結しない場合、入札保証金は組合に帰属することとなりますのでご注意ください。

(5) 入札保証金の返還（落札者以外）

落札者以外の方が納入した入札保証金は、開札終了後、ご提出いただいた「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」で指定された口座に振り込みます。

入札保証金の返還に当たり、利息は付しません。また、開札後、返還までに2週間程度の期間を要しますので、ご了承ください。

5. 物件説明会及び現地確認

物件説明会は実施しません。現地を直接ご確認ください。

物件の詳細につきましては、組合ホームページに掲載中の物件説明書をご確認ください。なお、不明な点につきましては、「6.入札に対する質問」に記載の方法でお問合せください。

6. 入札に対する質問

(1) 提出方法

「質疑書（21ページ）」を電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。

※ 電話による質問は受け付けておりません。

(2) 提出場所及び期限

「2.参加申込み」の(4)に示した提出場所へ、令和8年2月19日(木)までに提出してください。

※ 電子メールの場合は、soumuka@tokachiken.hokkaido.jpへ送信してください。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、隨時、組合ホームページに掲載します。

※ 質問の内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

7. 入札書等の提出

「4.入札保証金の納入」に示す納入期限までに入札保証金を納入していただいた上で、以下の提出書類をご提出ください。

(1) 提出書類

- ① 入札書
- ② 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書（裏面に③を貼付してください）
- ③ 金融機関の領収印付印が押印された納入通知書兼領収書の写し
- ④ ②で記入した口座情報が確認できる書類（通帳等）の写し

※ ①、②の様式は、入札参加資格審査後に送付しますが、組合ホームページからも取得できます。

(2) 到達期限

令和8年2月26日（木）午後5時30分まで

※ 土曜日、日曜日、休日は除きます。

※ 郵送での提出の場合も、上記期限必着とします。

(3) 提出場所

「2.参加申込み」の(4)のとおり。

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

郵送される場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスにより、到達期限までに送付してください。

〈注意事項〉

提出書類①の入札書を封入した封筒 と 入札書以外の提出書類を外封筒 に入れ、郵送してください。

郵送用の外封筒：入札の件名と開札日を記載するとともに、入札書在中の旨を朱書きしてください。

※ 封筒の記入方法は15、16ページをご確認ください。

(5) 入札書提出に当たっての注意事項

- ① 土地の売買に係る消費税及び地方消費税は非課税となるため、入札書には購入希望金額をそのまま記載してください。また、入札書に記入した金額が、入札保証金の20倍を超える金額とならないようご注意ください。
- ② 一度提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ③ 期日までに入札書の提出が無い方及び入札保証金の納入が確認できない方は、入札を辞退したものとみなします。

(6) 無効となる入札

- ① 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- ② 入札書の記載金額を扣除訂正した入札
- ③ 入札書に記名、押印のない入札
- ④ 入札保証金が期日までに納入されていない者の入札
- ⑤ 入札保証金が不足する入札（入札保証金の20倍を超える金額を記入した入札）
- ⑥ 1人の入札者が同一物件について2以上の入札をしたときの入札
- ⑦ 入札者が同一物件について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ⑧ 所定の日時までに到着又は提出されなかったもの
- ⑨ その他入札に関し不正行為のあった者のした入札
- ⑩ 入札に参加する資格のない者のした入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

8. 入札の辞退

入札参加申込後に入札を辞退する場合は、入札書等の到達期限までに「入札参加辞退届（22ページ）」を入札参加資格審査後に送付した「納入通知書兼領収書」とともに「2.参加申込み」の(4)に示した提出場所に提出してください。

入札書の提出前に入札を辞退しても、これを理由とした不利益な扱いを受けるものではありません。なお、落札決定後の契約辞退については、納付した入札保証金が組合に帰属するほか、今後実施する組合所有財産の売払いの入札に参加できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

9. 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札日時：令和8年2月27日（金）午前10時

開札場所：帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター会議室

開札は、立会者の面前で行います。入札者又はその代理人等の立会者が開札に立ち会うことができないときは、当該入札事務に係のない職員を立ち会わせます。

(2) 開札の立会い

開札の立会を希望される場合は、「郵便入札開札立会申込書（23ページ）」を令和8年2月26日（木）午後5時30分までに「2. 参加申込み」の(4)まで、郵送、持参又はFAXのいずれかの方法により提出してください（立会は任意です）。

(3) 落札者の決定

有効な入札のうち、最低売却価格以上かつ最高の価格で入札された方を落札者とします。

なお、開札の結果として、落札者（落札者が個人の場合は「個人」（個人名は表記しません）、法人の場合は法人名を表記します）及び落札金額を組合ホームページで公表します。

(4) 同価格の落札

最低売却価格以上で落札者となる最高価格の入札が2者以上あるときは、その旨を当該入札者に通知した上で、くじ引き（あみだくじ）によって落札者を決定します。この際、くじ引きを辞退することはできません。当該入札者の立会者が開札に参加していない場合は、くじ引きに参加する者を電話で確認し、参加希望が無ければ、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

なお、当該入札者の立会者が開札に立ち会っているときは、入札者の代わりに立会者がくじを引きます。

(5) 再度の入札

最低売却価格を公表していることから、再度の入札は行いません。

(6) 開札結果の通知

開札後、立会者が立ち会っていない入札参加者に対し、電話で開札結果を通知します。

10. 落札決定通知書等の送付

落札者決定後、落札者に対し以下の書類を送付するとともに、今後の契約手続きなどの説明を行います。

(1) 送付書類

- ① 落札決定通知書
- ② 納入通知書兼領収書（契約保証金の納入に必要な納付書になります）
- ③ 組合所有財産売買契約書(案)（17ページから20ページに掲載しています）

(2) 送付日

令和8年3月6日（金）

11. 契約保証金の納入

(1) 契約保証金額

売買代金の100分の10に相当する金額（10,000円未満の端数は切り上げ）

（売買代金が755,000円となる場合の例）

（売買代金）（契約保証金）

$755,000\text{円} \times 10/100 \doteq 80,000\text{円}$ （端数の5,500円は切り上げ）

※ 土地の売買に係る消費税及び地方消費税は非課税となるため、落札価格が売買代金となります。

※ 事前に納入済みの入札保証金は、契約保証金に充当します。売買代金の10%以上の入札保証金を納入している場合は、契約保証金の納入は必要ありません（契約保証金として必要な金額を超える分の入札保証金についても、契約保証金として扱います。）。

(2) 契約保証金の納入方法及び期限

落札決定通知時に組合が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結の期限までに指定する金融機関で納入してください。また、その際、交付された納入通知書兼領収書の写しを組合に提出してください。

(3) 契約保証金の充当

落札者が納入した契約保証金は、売買代金に充当します。

(4) 契約保証金の帰属

売買代金と契約保証金との差額の全てが契約締結日を含めて20日以内に支払われなかった場合、契約保証金は、組合に帰属することになりますのでご注意ください。

12. 契約の締結

落札者は、「10.落札決定通知書等の送付」にある組合所有財産売買契約書(案)の様式により、下記の期限までに売買契約を締結します。

(1) 契約締結の期限

令和8年3月12日(木)まで

(2) 契約締結をする場所

「2.参加申込み」の(4)のとおり。

(3) 契約締結に要する費用

契約締結に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担となります。

13. 売買代金の納入

売買代金と契約保証金との差額を、組合が発行する納入通知書兼領収書により、契約締結日を含めて20日以内に納入してください。

14. 所有権移転登記及び物件の引渡し

(1) 物件の引渡し

売買代金が全額納付された時点で所有権が移転します。その後、両者の定める日に受渡書を取り交わしの上、物件を引き渡します。

(2) 所有権移転登記

売買代金が全額納付されたことを確認した後、組合が所有権移転の登記を行いますが、登記に要する費用（登録免許税等）は、全て落札者の負担となります。所有権移転登記完了後、登記完了証及び登記識別情報通知書をお渡しします。

15. その他の注意事項

- (1) 物件説明書をよくご確認いただいた上で、入札にご参加ください。なお、物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず物件を確認してください。
- (2) 引渡し後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、契約不適合について、組合は責任を負いません。ただし、落札物件を買い受けた方が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内は協議に応じます。

16. 関係書類の記入例

入札参加申込書

提出日を記入してください。

令和8年 月 日

十勝圏複合事務組合

組合長 米沢 則寿 様

私は、下記の組合所有財産を買い受けたいので、令和7年度十勝圏複合一般競争入札実施要領（土地）説明書を了承し入札の参加を申し込みます。

申込者の住所（所在地）、氏名（商号又は名称及び代表者名）、連絡先を記入、押印してください（登記事項証明書又は住民票と同じ内容を記載してください）。

申込者	住所（所在地）	音更町〇〇町〇〇番地
	氏名（商号又は名称及び代表者名）及び押印	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 十勝 太郎
	連絡先	Tel (0155) 37-3491

印

件名：令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売却条件付き一般競争入札（土）

開札日：令和8年2月27日（金）

物件ごとに印字されていますので、この欄の記入は必要ありませんが、内容をご確認ください。

1 希望物件

物件番号	所在地番	区分	地目	面積（m ² ）	最低売却価格（円）
*	*****	*	*	*	*****

2 入札書の提出予定方法 ※ 現時点の予定で構いません

郵送 持参

3 開札（令和8年2月27日（金））について

ご予定の項目にチェックしてください。

立会を希望する 立会を希望しない ※ 立会を希望される場合は、立会申込書を送付します。

4 入札保証金額 ※入札額ではありません。

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十
	¥	*	*	*	*	*	*	*

入札金額の100分の5以上を満たさない場合、入札が無効となりますので、ご注意ください。

最初の数字の前に「¥」を記入してください。

※ 実施要領を確認し、入札金額の100分の5以上に相当する金額を記載してください。

（添付書類チェックリスト）

提出書類の確認にご利用ください。

次の書類を添付してください。

〈法人〉 「誓約書」

〈個人〉 「誓約書」

「法人登記事項証明書」

「身分証明書」（本籍地の市区町村長が発行したもの）

記入例

誓 約 書

私は、令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売払条件付き一般競争入札（土地）への参加にあたり、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約を取り消されても異存ありません。また、上記の誓約内容を確認するため、組合が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 十勝圏複合事務組合が準用する帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- 2 十勝圏複合事務組合が準用する同条例同条第2号に規定する暴力団員
- 3 十勝圏複合事務組合が準用する同条例同条第3号に規定する暴力団関係事業者

提出日を記入してください。

十勝圏複合事務組合 組合長 様

令和8年 月 日

住所（所 在 地） 音更町〇〇条〇〇丁目〇番地

（商号又は名称） 〇〇〇〇株式会社

氏名（代 表 者 名） 代表取締役 十勝 太郎

印

生年月日（個人の場合に記入）

申込者の住所（所在地）・氏名（商号又は名称及び代表者名）を記入し、入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。
※入札参加申込書と同名義になります。

記入例

入札書

物件ごとに印字されていますので、この欄の記入は必要ありませんが、内容をご確認ください。

件名：令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札(土地)

物件番号	所在	地番	区分	登記地目	登記地積 (m ²)	最低売却価格 (円)
*	*****	*	*	*	*	*****

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*	*	*

上記の金額をもって入札します。

最初の数字の前に「¥」を記入してください。

令和8年2月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 米沢 則寿 様

申込者の住所（所在地）、氏名
(商号又は名称及び代表者名)を記入し、入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。
※入札参加申込書と同名義になります。

(入札者)

住所（所在地） 音更町〇〇条〇〇丁目〇番地
(商号又は名称) 〇〇〇〇株式会社
氏名（代表者名） 代表取締役 十勝 太郎

印

【注意事項】

1. インク、ボールペン等を使用し、わかりやすい書体で記入してください。
2. 入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
3. 入札金額を加除訂正した入札は無効となりますので、新たな用紙に書き直してください。
4. 実施要領の「無効となる入札」に該当しないことを確認の上、提出してください。

記入例

提出日を記入してください。

入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

令和 年 月 日

十勝圏複合事務組合 組合長 米沢 則寿 様

申込者の住所（所在地）、氏名（商号

又は名称及び代表者名）を記入し、入

札参加申込書に使用した印鑑を押印し

てください。

※入札参加申込書と同名義になります

物件ごとに印字され
ていますので、この
欄の記入は必要あり
ませんが、内容をご
確認ください。

入札者

住所（所在地） 音更町〇〇条〇〇丁目〇番地

（商号又は名称） 〇〇〇〇株式会社

氏名（代表者名） 代表取締役 十勝 太郎

印

請求金額
(入札保証金の額)

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	￥	*	*	*	*	*	*	*

件名：令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売払条件付き一般競争

入札参加申込書に記載した金額を記
入してください。

先頭に「￥」を記入してください。

物件番号	所在	地番	区分	登記地目	登記地積	
*	*****	*	*	*	*	*****

返還事由が生じた場合、上記入札保証金の返還を請求します。

返還される入札保証金については、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名									
●●●					▲▲				
金融機関CD					店番号				
* * * * *					* * * * *				
銀 行 信用金庫					本店				
労働金庫 信用組合					支店				
農業協同組合									
預金種目									
普通					口座番号				
当座					* * * * *				

還付先の口座の情報を正確に記
入してください。

記号	※	番号	
		記号	番号
*	*	*	*

ゆうちょ銀行

代表者名まで記入してく
ださい。

※ 記号と番号の間に1桁の数字がない場合は空欄にする。

口座名義カナ
〇〇〇〇 (カ ダイヒヨウトリシマリヤク トカチ タロウ

※ 裏面には、金融機関の領収日付印が押印された、領収書の写しを糊付けて
ください。

記入例

■ 郵便入札における封筒の書き方

郵送の場合、必ず入札用の封筒（中封筒）・郵送用の外封筒として二つの封筒を用意してください。

※ 直接持参される場合は、入札用の封筒（中封筒）のみで構いません。

郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスにより、到達期限（令和8年2月26日（木）午後5時30分）必着で送付してください。

① 入札用の封筒（中封筒）

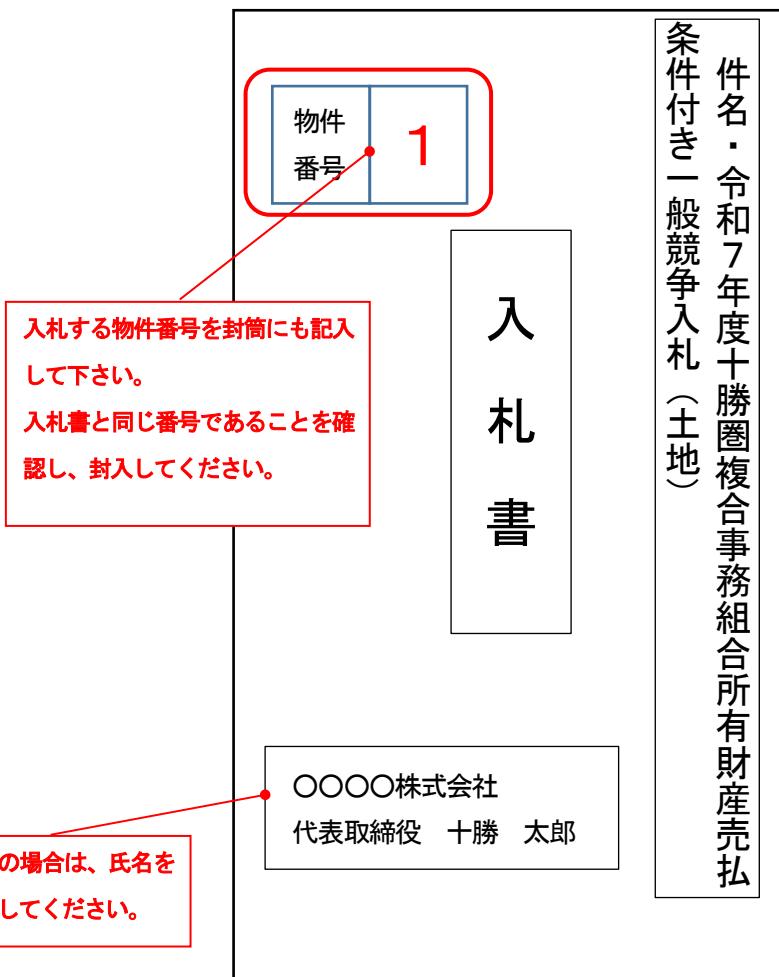
入札件名「令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売払条件付き一般競争入札（土地）」と物件番号、申込者の氏名（商号又は名称 及び 代表者名）を記載してください。

入札書のみを入れる封筒はなるべく長3封筒で作成し、一つの入札物件につき、一つの封筒に封入してください。

※入札物件が複数となる場合は、入札物件数分の中封筒をご用意ください。

※必ず糊付けして封入してください。

【記載例】



② 郵送用の外封筒

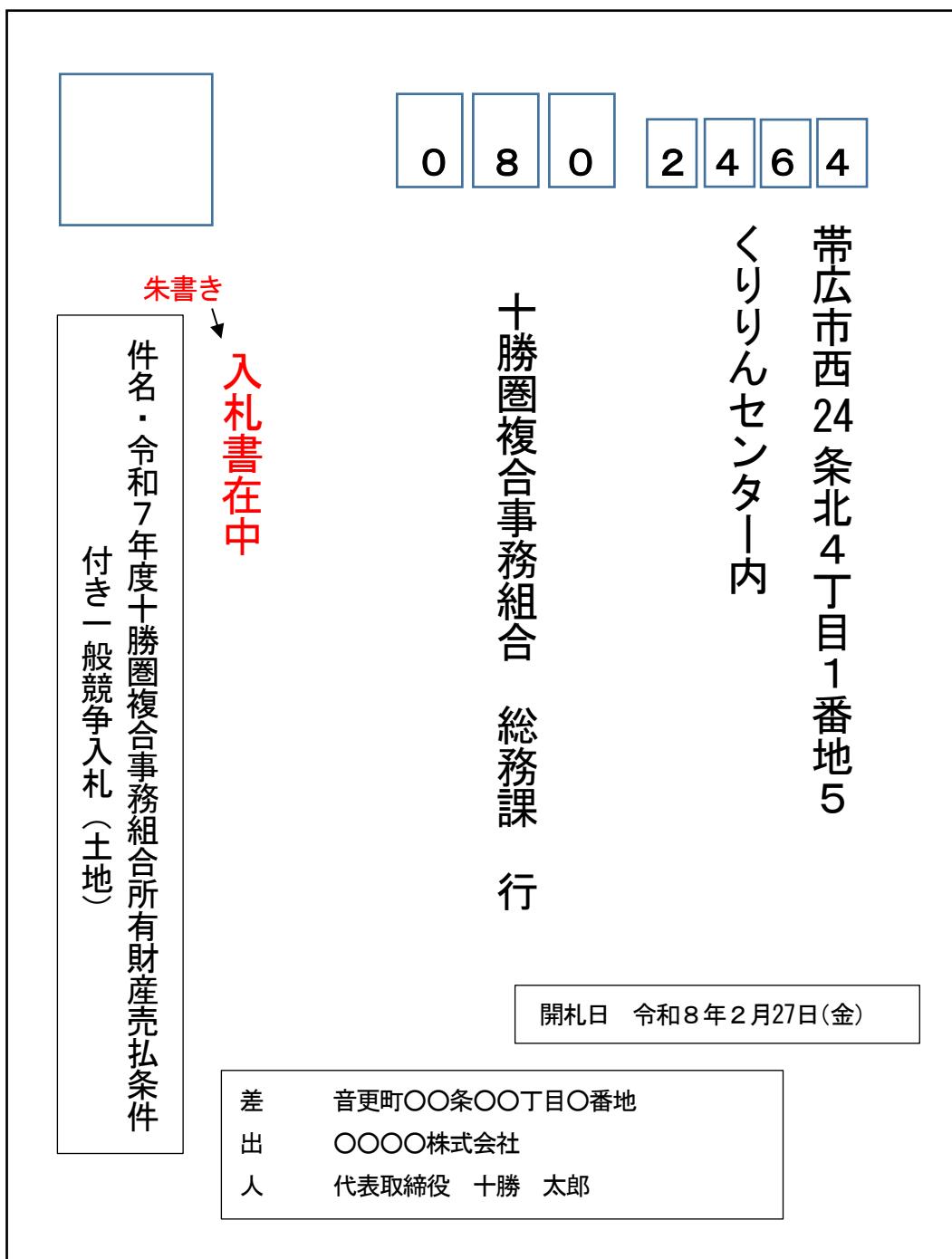
入札件名「令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札（土地）」と開札日を記載するとともに、入札書在中の旨を朱書きしてください。

※ 外封筒には、入札書が封入された中封筒と、その他の提出書類を入れて封入してください。

※ 入札物件が複数となる場合、中封筒は入札物件数分必要ですが、外封筒は1枚に同封することができます。

※ 十勝圏複合事務組合総務課へ直接持参される場合は、外封筒は不要です。

【記載例】



17. 十勝圏複合事務組合所有財産売買契約書(様式)

十勝圏複合事務組合所有財産売買契約書

売渡人 十勝圏複合事務組合（以下「甲」という。）と、買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により十勝圏複合事務組合所有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

区分	所在	地番	登記地目	登記地積（m ² ）
*	*****	*	*	*

(売買代金)

第3条 売買物件の代金は、金 ○○,○○○,○○○円とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は金 ○,○○○,○○○円とする。

- 2 前項の契約保証金には利息を付さない。
- 3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払い)

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金の額を除いた金 ○○,○○○,○○○円を、甲の発行する納入通知書により令和8年○月○○日までに支払わなければならない。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条に定める納入期限までに売買代金を支払わない場合には、売買代金に契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）において定める割合を乗じて計算した金額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(売買物件の所有権移転)

第7条 売買物件（地上及び地下に存する全ての物件）の所有権は、乙が第3条に定める売買代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、乙が第3条に定める売買代金の支払い完了後、両者の定める日に、当該物件の引渡しを、受渡書により行うものとする。

(所有権の移転登記)

第9条 乙は、第7条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求を受けた後、速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下「履行の追完の請求等」という。）をすることができない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求等について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(危険負担)

第11条 当該契約締結のときから引渡し前までにおいて、売買物件が滅失又はき損した場合、乙の責に帰すべき事由がある場合を除き甲の負担とし、引渡し後に滅失又はき損した場合は、甲の責に帰すべき事由がある場合を除き、乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第12条 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されていることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第19条に定める損害賠償額又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が第12条の規定に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めた上で相手方に対して催告し、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第18条に定める義務を履行した後、乙が支払った第3条に定める売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

(有益費等の放棄)

第17条 甲は、第15条の規定によりこの契約を解除し、売買物件が返還されたときは、乙が売買物件に投じた費用、有益費その他一切の費用を返還しない。

(原状回復及び返還)

第18条 乙は、第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示するところにより、自己の責任と負担で、売買物件をこの契約締結時の原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に認めたときはこの限りではない。

2 前項の場合において、乙は、滅失その他の理由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務（第12条の場合を除く。）を履行しないため損害を受けたときは、その損害賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第16条第1項により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、当該金を返還金の一部又は全部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、一切乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年〇月〇〇日

甲 帯広市西24条北4丁目1番地5
十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿 印

乙 住所（所 在 地）
(商号又は名称)
氏名（代表者名） 印

18. 質疑書(様式)

質 疑 書

令和 年 月 日

申請者

住所(所 在 地)

(商号又は名称)

氏名(代表者名)

件名: 令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札(土地)

質問事項

質問内容

※ 質問の内容によっては、時間を要する場合もございますので、ご了承ください。

19. 入札参加辞退届(様式)

入 札 参 加 辞 退 届

記

件 名 令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売扱条件付き一般競争入札（土地）

物件番号 _____

開 札 日 時 令和8年2月27日(金) 午前10時

上記について入札参加の申込みをしましたが、下記の理由により辞退します。

理由

令和 年 月 日

十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿 様

住所(所在地)

(商号又は名称)

氏名(代表者名)

印

20. 郵便入札開札立会申込書(様式)

郵便入札開札立会申込書

令和 年 月 日

十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿 様

申込者 住所(所在地)
(商号又は名称)
氏名(代表者名)

郵便入札にかかる開札の立会いをしますので、次のとおり申し込みます。
なお、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札者を決定する場合において、開札後、直ちに行われるくじ引きについては、立会者が行うことを申し出ます。

記

件 名	令和7年度十勝圏複合事務組合所有財産売払条件付き一般競争入札(土地)
開 札 日 時	令和8年2月27日(金) 午前10時
開 札 場 所	帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター会議室
立 会 者	
立会者の役職名	

注1 法人で入札参加申込みをされた場合は、入札者に代わり入札者に常時雇用されている方が開札に立ち会うことができます。

その場合、入札者の代わりに立ち会う方の氏名及び雇用関係を「立会者」及び「立会者の役職名」欄に記入してください。

(入札者本人が立ち会う場合にも「立会者」及び「立会者の役職名」の記入をお願いします。)

2 本申込書を開札日前日(休日を除く)の午後5時30分までに、下記提出先に郵送、持参又はFAXのいずれかの方法により提出してください。

《提出先》 〒080-2464 帯広市西24条北4丁目1番地5

十勝圏複合事務組合 総務課 FAX: 0155-37-3494

3 本申込書に対する許可等の通知は特にしませんので、開札日時15分前までに開札場所にお集まりください。

4 開札後、立会者の中から1名を指名し、入札結果の確認のため、郵便入札開札立会確認書に署名をしていただくことがあります(印鑑は必要ありません)。